

川崎市上下水道局資産マネジメント推進委員会設置要綱

(令和4年3月31日3川上経営第316号)

(目的及び設置)

第1条 上下水道局における資産の効率的かつ効果的な活用策を調査検討し、水道事業、工業用水道事業及び下水道事業の経営基盤の強化並びに建築物の計画的な修繕及び更新等に資するため、川崎市上下水道局資産マネジメント推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(任務)

第2条 委員会は前条の目的を達成するため、次に掲げる事項の方針を決定する。

- (1) 上下水道施設等の上部の有効活用に関すること。
- (2) 低利用又は未利用の状態にある土地、構築物及び建築物の処分又は有効活用に関すること。
- (3) 事務所等の建築物の修繕、更新等の計画に関すること。
- (4) 資産マネジメントの実施等に関すること。
- (5) その他上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）が必要と認めた事項

(組織)

第3条 委員会は委員長、副委員長及び委員をもって組織し、別表第1に掲げる者をもって充てる。

(委員長の職務)

第4条 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。

2 委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会は、必要に応じて委員長が招集する。

- 2 委員会は、委員の3分の2以上の出席がなければ開くことができない。
- 3 委員長が必要と認めるときは、関係者に出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(事務局)

第6条 委員会の事務局は経営戦略室に置く。

(部会)

第7条 委員会に次の表に掲げる部会を設置し、必要となる事項の調査審議をさせる。

部会名	調査審議事項
資産有効活用検討部会	<ul style="list-style-type: none">・上下水道施設等の上部の有効活用に関する事と。・低利用又は未利用の状態にある土地、構築物及び建築物の処分又は有効活用に関する事と。・資産マネジメントの実施等に関する事と。・その他管理者が必要と認めた事と。
建物改築等検討部会	<ul style="list-style-type: none">・事務所等の建築物の修繕、更新等の計画に関する事と。・資産マネジメントの実施等に関する事と。・その他管理者が必要と認めた事と。

- 2 部会は部会長、副部会長及び部会員をもって組織し、別表第2に掲げる者をもって充てる。
- 3 部会長は、部会の会務を掌理し、会議の議長となる。
- 4 部会長に事故があるときは、副部会長がその職務を代理する。
- 5 前2条の規定は、部会に準用する。

(その他の事項)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、委員会の審議を経て委員長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

(関係要綱の廃止)

2 次に掲げる要綱は、廃止する。

川崎市上下水道局資産有効活用検討委員会（平成17年5月16日17川水総管第95号）

川崎市水道局建築物等耐震化対策検討委員会要綱（平成18年10月24日18川水総企第351号）

附 則（令和5年3月31日4川上経営第734号）

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和6年3月28日5川上経営第853号）

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則（令和8年3月18日7川上経営第606号）

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

委員長	上下水道事業管理者
副委員長	担当理事〔事業統括〕
委員	経営戦略室長 総務部長 総務部担当部長（財務担当） サービス推進部長 水道部長 水管理センター所長 下水道部長 下水道部担当部長（下水道施設担当）

別表第2（第7条関係）

資産有効活用検討部 会	部会長	経営戦略室長
	副部会長	経営戦略室の資産マネジメント担当 の担当課長
	部会員	経営戦略室の経営戦略・企画調整担 当の担当課長 庶務課長 管財課長 サービス推進課長 水道管理課長 下水道管理課長
建物改築等検討部会	部会長	経営戦略室長
	副部会長	経営戦略室の資産マネジメント担当 の担当課長
	部会員	経営戦略室の経営戦略・企画調整担 当の担当課長 経営戦略室の資産マネジメント担当 の担当係長 庶務課長 水道計画課長 水道計画課の施設計画担当の担当係 長 施設整備課長 施設整備課の建築担当の担当係長 下水道計画課長 下水道計画課の施設計画担当の担当 係長 施設課長 施設課の建築設計担当の担当係長